

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

相模原市

平成27年4月3日制定

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧相模原市の区域（都市部）

（1）現況

本地域は、相模原台地上に位置し、土地の起伏がほとんどなく、平坦な地つづきが特徴である。本地域を南北に縦断する相模横山丘陵により、市街地が形成されている上台地と、良好な自然環境が保全されている下台地に区分され、農業振興地域は主に下台地に位置している。農業生産としては、露地野菜を中心に、花卉、水稲、果樹、畜産等、幅広く行われている。自然と調和のとれた持続的な農業生産を推進し、都市農業の振興を図ることが必要である。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 津久井地域（中山間地域）

（1）現況

本地域は、相模原台地の北西に位置する旧城山町東部を除き、丹沢山地や秩父山地に連なる山地が大部分を占め、起伏に富んだ地形を成している。こうした自然条件により、耕地の多くは小規模な団地として散在している。農業生産としては、露地野菜、畜産、茶、果樹等が行われている。里山や棚田等の伝統的な景観を保ちながら、合理的かつ効果的な農地利用を促進する必要がある。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、豊かな緑地空間・水辺空間を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
旧 相 模 原 市 の 区 域	大沢地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	田名地区	
	上溝地区	
	新磯地区	
	麻溝地区	
	生産緑地地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業
津 久	城山地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	生産緑地地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業
井 地 域	津久井地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	相模湖地区	
	藤野地区	

～ は、別紙地図内の地域番号である。
は農業振興地域、 は市街化区域を表す。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。